

公益財団法人三重県産業支援センター広報紙「MIESC」チラシ同封にかかる取扱要領

制定 平成 30 年 8 月 24 日

（目的）

第 1 条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「財団」という。）が発行する広報紙「MIESC」を特別情報会員、官公庁、関係団体等へ発送する際、チラシを同封することを適正に行うため、公益財団法人三重県産業支援センター広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づくチラシの同封にかかる取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（同封するチラシの規格及び枚数）

第 2 条 要綱第 4 条に規定する同封できるチラシは次の各号のとおりとする。

- (1)同封するチラシはA4 サイズ（297 ミリ×210 ミリ）とする。
- (2)1 号あたりの同封できるチラシは申込者 1 者あたり 1 種とする。
- (3)文字又は画像で表示されたものとする。

（広告の掲載期間）

第 3 条 要綱第 5 条に規定するチラシを同封できる広報紙は、1 号（年 3 回発行）単位とする。

- 2 チラシを同封できる広報紙は、原則として年 3 回（7 月下旬・11 月下旬・2 月下旬）発行するものを対象とする。
- 3 前項にかかわらず、広報紙発行月の変更が生じた場合に、トラブルや損害等が発生した場合にも、財団は一切の責任を負わないものとする。

（広告の募集方法等）

第 5 条 要綱第 6 条に規定するチラシ同封を希望する者（以下「広告主」という。）の募集は、財団ホームページ、募集チラシ等により公募するものとする。

- 2 前項の募集への申し込みは、原則として発行月の前月末日までに「広報紙『MIESC』チラシ同封申込書（別紙様式第 1 号）」によりチラシのサンプルを添付のうえ行うものとする。

（チラシ作成）

第 6 条 チラシ作成は、広告主が行うものとする。

- 2 前項の規定により作成するチラシ作成に要する経費は広告主が負担するものとする。
- 3 広告主はイラストや画像を使用する場合は、これらを使用する権利が広告主に帰属するものでなければならない。
- 4 広告主は第 7 条第 2 項により決定通知を受けたチラシを財団が指定する場所に、財団が指定する期日までに、財団が指定する枚数を提出しなければならない。

(決定及び結果通知)

第7条 第5条第2項によるチラシ同封の申し込みがあった場合は、募集期間終了後、第13条により審査し、要綱第7条第1項に規定する順位によりチラシ同封を決定する。

2 前項の規定により決定したときは、その結果を「広報紙『MIESC』チラシ同封申込結果通知書(別紙様式第2号)」により広告主に通知する。

(チラシ同封料金)

第8条 チラシ同封料金は次の各号のとおりとする。

(1)1号あたり1枚12,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。ただし、特別情報会員は1号あたり1枚6,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。

(2)広告主は、前号の規定によるチラシ同封料金を、財団が指定する日までに、財団が発行する請求書により納入するものとする。この場合、納入に必要な手数料の経費は広告主の負担とする。

(チラシ同封の取り消し)

第9条 財団は、同封を決定したチラシが次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにチラシ同封を取り消すことができるものとする。

(1)要綱第8条第1項第1号の規定により定められた期日までにチラシが提出されないとき

(2)要綱第3条の規定に反すると判断したとき

2 財団は、前項の規定によりチラシ同封を取り消した場合は、当該広告主に対してその理由を付して「広報紙『MIESC』チラシ同封取消通知書(別紙様式第3号)」により通知する。

3 第1項の規定に基づいてチラシ同封を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、財団はその賠償の責を負わない。

4 財団は、第1項の規定によりチラシ同封を取り消した場合で、すでにチラシ同封料金が納付されているときは、納付済みの料金を広告主に返還しない。

(チラシ同封の取り下げ)

第10条 広告主は、自己の都合によりチラシ同封を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定によりチラシ同封を取り下げるときは、「広報紙『MIESC』チラシ同封取り下げ書(様式第4号)」により、財団が指定する日までに申し出なければならない。

(チラシ同封料金の返還)

第11条 財団の都合によりチラシ同封ができなくなった場合で、すでにチラシ同封料金が納付されているときは納付済みの料金を返還することができる。

2 前項の規定により返還する料金には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、広告内容その他広告表示に関するすべての事項において、一切の責任を負うものとし、第三者の権利侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告の表示により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(審査)

第 13 条 要綱第 11 条の規定により、広報紙『MIESC』に同封するチラシの審査は、事務局にて行う。

2 事務局は必要に応じて、財団等の関係者にチラシの内容に関する意見を聞くことができる。

(事務局)

第 14 条 審査業務を担当する事務局は、企画・事業調整課とする。

(協議)

第 15 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 この要領に定めるチラシ同封に関する訴訟については、津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 8 月 24 日から施行する。

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

広報紙『MIESC』チラシ同封申込書

公益財団法人 三重県産業支援センター 理事長 あて

公益財団法人三重県産業支援センター広報紙「MIESC」チラシ同封にかかる取扱要領を遵守することを条件に下記のとおりチラシ同封を申し込みます。

記

広告を希望する号 ※○を付けてください。	7月 11月 2月
会社、団体名等の名称	(ふりがな)
所在地	〒
代表者の職・氏名	(ふりがな)
担当者の職・氏名	(ふりがな)
連絡先	電話 FAX Eメール
広告内容 ※チラシサンプル1枚を 添付してください。	
事務局使用欄 ※この欄は記入不要です。	特別情報会員 No. _____ <input type="checkbox"/> 確認済

注1) 記入いただいた情報は、チラシ同封についての連絡調整のために使用します。

注2) 発行月の前月の末日(例:11月号掲載の場合、10月31日)までに申し込んでください。ただし、申込期限日が土・日・祝日となる場合は直前の平日までとなります。

(別紙様式第2号)

三産支 第 号
平成 年 月 日

広報紙『MIESC』チラシ同封申込結果通知書

様

公益財団法人三重県産業支援センター
理事長 (印)

平成 年 月 日付けで申し込みのありました、公益財団法人三重県産業支援センター広報紙「MIESC」チラシ同封について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

チラシ同封の可否	可 否
採用（不採用）決定理由	
チラシ同封できる号	7月 11月 2月
チラシ同封料金 (支払期限)	円(消費税込) (平成 年 月 日)
備考 ※チラシ同封が採用となった場合、提出期限等の連絡事項を記入します。	

事務担当
電話
FAX
Eメール

(別紙様式第3号)

三産支 第 号
平成 年 月 日

広報紙『MIESC』チラシ同封取消通知書

様

公益財団法人三重県産業支援センター
理事長 (印)

平成 年 月 日付け三産支第 号で通知しました公益財団法人三重県産業支援センター広報紙「MIESC」チラシ同封について、下記のとおり取り消しましたのでお知らせします。

記

チラシ同封予定号	7月 11月 2月
チラシ同封取り消し理由	
備考	

事務担当
電話
FAX
Eメール

(様式第 4 号)

平成 年 月 日

広報紙『MIESC』チラシ同封取り下げ書

公益財団法人 三重県産業支援センター 理事長 あて

申込者 住所
氏名 (印)

※法人にあつては、法人名および代表者氏名を記入

平成 年 月 日付け三産支第 号で通知のあつた公益財団法人三重県産業支援センター広報紙「MIESC」チラシ同封の決定について、下記のとおり取り下げたいので申し上げます。

記

チラシ同封予定号	7月 11月 2月
取り下げ理由	
備考	